

福岡県公報

平成二十八年一月二十二日
第三千七百六十一号
増刊 ①

目次

規 則

○福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規

則 (労働政策課) …………… 一

規 則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、こゝに公布する。

平成二十八年一月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第一号

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。